

**上富田町**  
**公共施設等総合管理計画**



**2017（平成 29）年 3 月策定**

**2022（令和 4）年 3 月改訂**

**和歌山県西牟婁郡上富田町**

---

# 内容

---

<b>I 公共施設等総合管理計画について</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間と対象施設	6
<b>II 本町の概要、人口、財政状況</b> .....	<b>7</b>
1. 本町の概要	7
2. 人口の状況	7
3. 本町の財政状況	10
<b>III 公共施設等の現況</b> .....	<b>15</b>
1. 公共建築物の現況	15
2. インフラ施設の現況	18
<b>IV 公共施設等の更新費用</b> .....	<b>21</b>
1. 計画前の更新費用の見通し（単純更新する場合の試算）	21
<b>V 公共施設等の管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>24</b>
1. 現状や課題に関する基本認識	24
2. 公共施設の管理に関する基本的な方針	25
3. 計画後の基本的な方針を踏まえた更新費用の見通し	27
4. 財源の考え方	31
5. ユニバーサルデザイン化に係る方針	32
6. その他の公共施設等に係る取組	33
<b>VI 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>34</b>
1. 公共建築物の基本的な方針	34
2. インフラ施設の基本的な方針	37
<b>VII 今後の推進に関する基本方針</b> .....	<b>40</b>
1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	40
2. P D C Aサイクルの推進方針	40

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

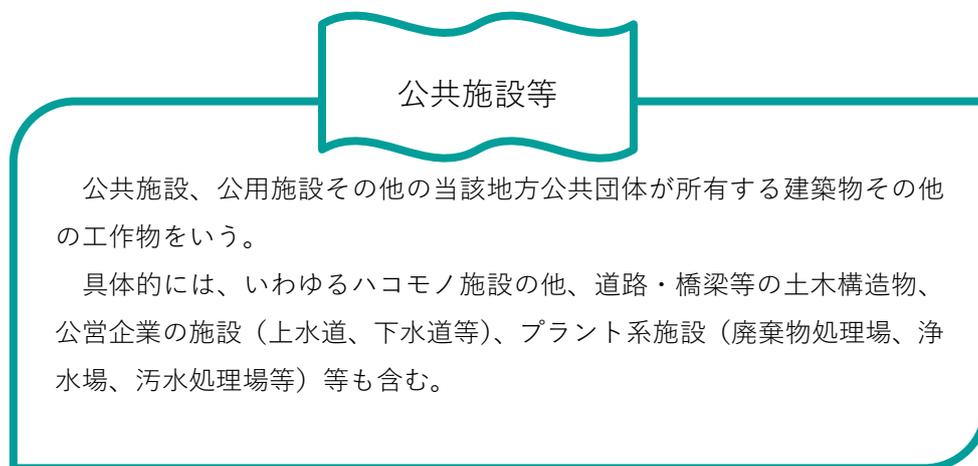
# I 公共施設等総合管理計画について

## 1. 計画策定の背景と目的

上富田町は、和歌山県の南西部に位置し、北は田辺市、南は白浜町に隣接し、中央部を富田川が流れています。県庁所在地である和歌山市までは鉄道で約1時間の距離にあり、国道42号並びに311号が通っています。また、平成27（2015）年7月には紀勢自動車道の上富田ICが開通しています。本町の人口は、年々微増していますが、将来的には少子高齢化が進行し、減少傾向に入ると見込まれています。そこで、平成27（2015）年10月に、人口の現状を分析し、今後目指すべき方向性と将来展望を示した「上富田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び地域創生の基本的な方向や施策を提示し、人口減少の克服を図ることを目的とした「上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

一方、近年は地方公共団体が保有する公共施設等の老朽化が大きな問題となっています。我が国における公共施設等は、その多くが都市化の進展や経済成長とともに一定の期間で集中的に整備されてきました。そのため、これらの公共施設等は老朽化が進み、近い将来一斉に更新の時期を迎え、更新に係るコストは膨大な財政負担となることが見込まれています。

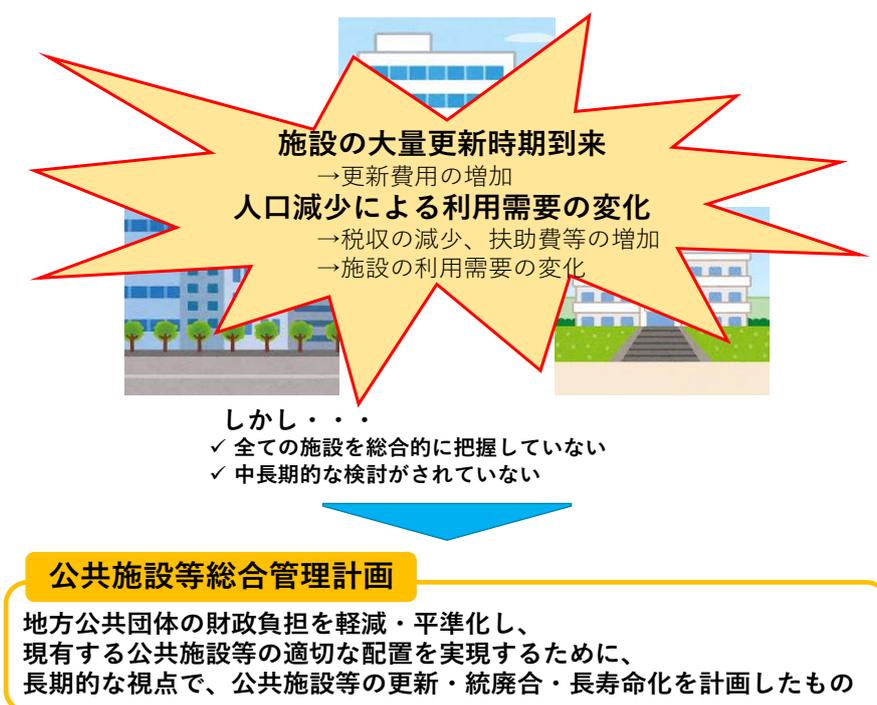
（図表1-1 公共施設等とは）



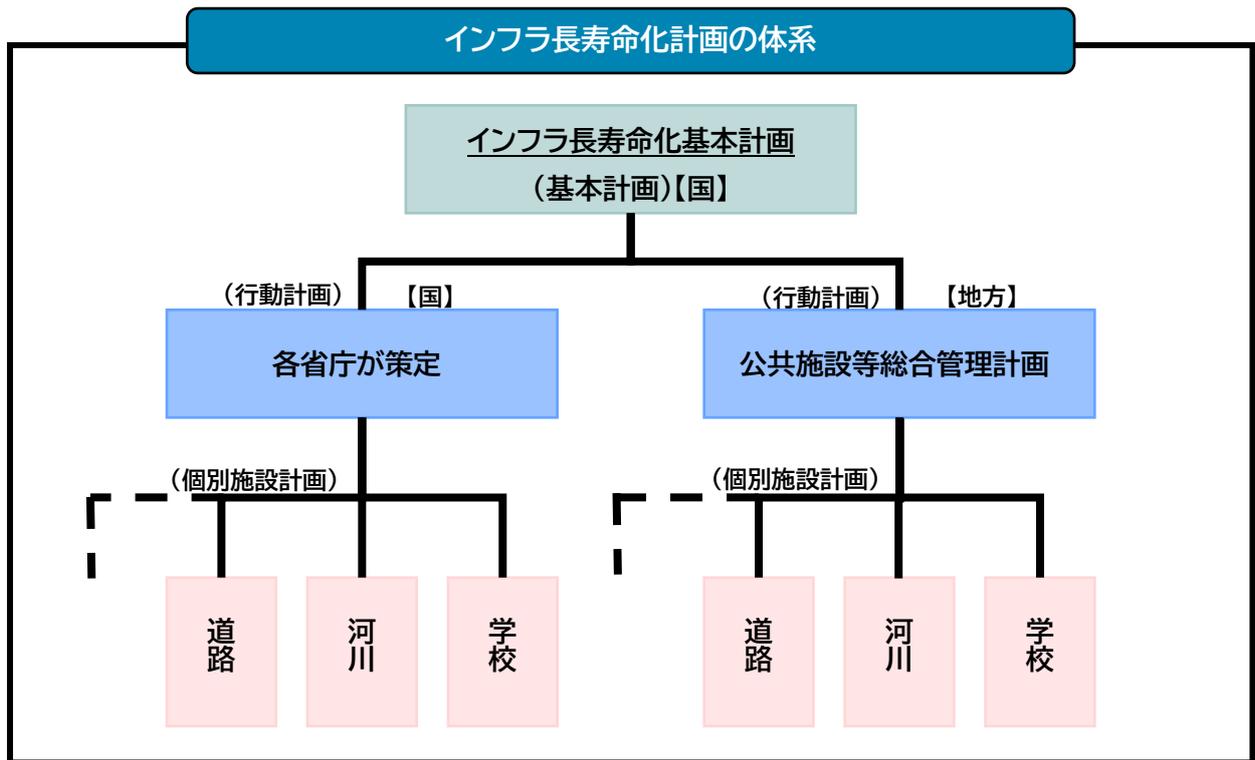
このような状況のもと、国は「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であると、2013（平成25）年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。この計画で地方公共団体に対しては、公共施設等の維持管理・更新などを着実に推進し、中長期的な取り組みの方向性を明らかにするための行動計画の策定を求められています。その行動計画の策定を具体化する取り組みとして、総務省が全国の地方公共団体に対し、2016（平成28）年に「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。このなかで地方公共団体は、庁舎・学校・公営住宅などの公共建築物、道路・橋梁・上下水道などのインフラ施設といった公共施設等を対象として、10年以上の計画期間を設け、財政見通しとライフサイクルコストに配慮した公共施設等総合管理計画を策定し、2021（令和3）年度にはその見直しが求められました。

そこで、本町においても、保有する施設全体の実態を把握し、その課題について住民と行政で共有し、長期的な視点で計画的に取り組むための基本方針として、2017（平成29）年3月に策定した「上富田町公共施設等総合管理計画」をこの度見直すこととなりました。

（図表1-2 公共施設等総合管理計画とは）



(図表 1 - 3 「インフラ長寿命化基本計画」との関係)

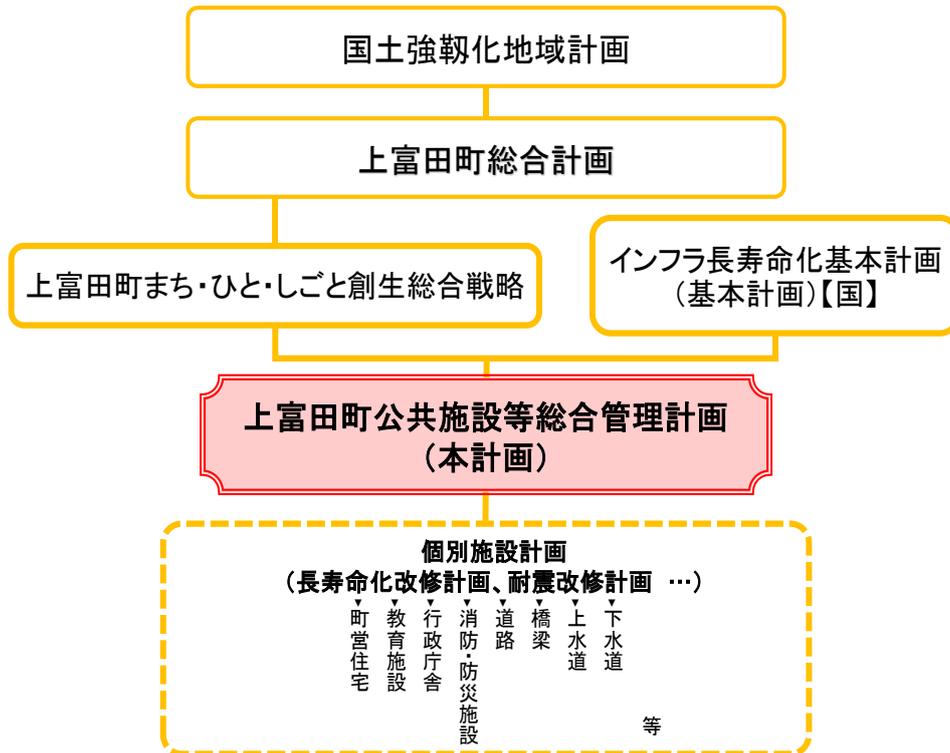


(総務省「『公共施設等総合管理計画の作成にあたっての指針』の概要」より)

## (1) 計画の位置付け

本計画は、本町の上位計画である「上富田町総合計画」を下支えする計画であり、他の計画等との整合性を図るとともに、各政策分野における公共施設等への取り組みについて、横断的に、総合的・計画的な管理や利活用に関する基本的な方向性を示すものです。

(図表 1 - 4 公共施設等総合管理計画の位置づけ)



## (2) 改訂のポイント

本町では公共施設等の老朽化とその更新費用の財源問題に対して、少子高齢と人口減少社会の到来に見合った対応策をまとめ、2017（平成29）年3月に「上富田町公共施設等総合管理計画（初版）」を公表しました。

本計画は、P.6の対象施設の一覧にあるように、公共建築物とインフラ施設について記載しています。今回の改訂の趣旨は、公共建築物とインフラ施設に関する個別施設計画や経営戦略等の内容の反映と、2018（平成30）年に改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」で求められる項目の追加を行います。

（図表1-5 改訂のポイント）

### 公共施設等総合管理計画（初版）の主な内容

- 現状や課題に対する基本認識の明確化と対応の方針
- 行政が維持する施設の優先順位づけと、維持の基本的な考え方
- 単純更新した場合の費用の試算
- 目標達成のための今後の管理方針 等



### 公共施設等総合管理計画（改訂）の主な追加内容

- 個別施設計画、経営戦略等の内容を踏まえた対象施設及び基本方針の見直し
- 過去に行った対策の実績
- 施設保有量の推移
- 有形固定資産減価償却率の推移
- 現在要している維持管理経費
- 長寿命化対策を反映した場合の見込み（基本的な方針を踏まえて更新した場合の試算）
- 対策の効果額
- ユニバーサルデザイン化に係る方針 等

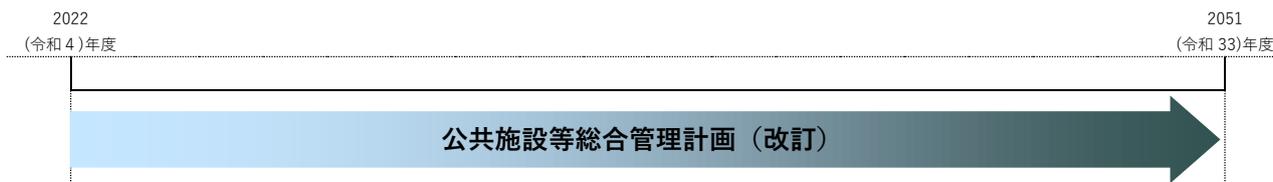
## 2. 計画期間と対象施設

### (1) 計画期間

計画期間は、2022年度から2051年度までの30年間とします。

ただし、公共施設等の基本的な方向性を長期的な視点で検討するため、試算期間は2022年度から2061年度までの40年間とします。

(図表1-6 計画期間)



### (2) 計画の対象施設

本計画の対象となる公共施設等（公共建築物+インフラ施設）は以下のとおりです。

公共建築物は11の施設分類に、インフラ施設は道路・橋梁・上水道・下水道の4の施設分類に区分し、各施設分類での施設管理方針を検討します。

(図表1-7 本計画の対象施設)

No.	施設分類	主な内容
1	公共建築物（ハコモノ施設）	
1-1	学校教育系施設	小学校、中学校
1-2	文化系施設	文化会館、集会所、公民館
1-3	公営住宅	町営住宅
1-4	行政系施設	役場本庁舎、消防署、農村環境改善センター
1-5	子育て支援施設	保育所、児童館
1-6	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツセンター、テニスコート
1-7	保健・福祉施設	高齢者憩の家、保健センター
1-8	産業系施設	農産物直販所
1-9	社会教育系施設	図書館
1-10	供給処理施設	農業用ポンプ庫
1-11	その他の施設	公衆トイレ、駐輪場
2	インフラ施設	
2-1	道路	
2-2	橋梁	
2-3	上水道	供給処理施設、水道管
2-4	下水道	供給処理施設、下水道管

## II 本町の概要、人口、財政状況

### 1. 本町の概要

本町は、和歌山県の南西部に位置し、北は田辺市、南は白浜町に隣接し、豊かな自然に囲まれた町です。面積は約 57 k㎡、中央を富田川が南西方向に流れて紀伊水道に注いでいます。位置的に海岸線に近いことから、黒潮の影響により年間を通して温暖な気候で、豊かな自然に囲まれています。また、本町は、熊野古道「中辺路街道」の入口であり、三王寺跡（八上王子・稲葉根王子・一瀬王子）や救馬溪観音、興禅寺（だるま寺）等の歴史遺産も多く残っています。

果樹を中心に水稻、野菜、花卉、畜産等を盛んとする農業や、町土の約 65%を占める森林を生かした林業を基幹産業としており、近年は企業誘致や、周辺市町へ通勤する方々の住宅地として発展を遂げてきました。

昭和 33（1958）年に上富田町と富田川町が合併して新しく上富田町が誕生し、現在に至っています。

人口は、年々微増していますが、他の地方公共団体と同様に、将来的には少子高齢化の影響で減少傾向に入ることが見込まれています。

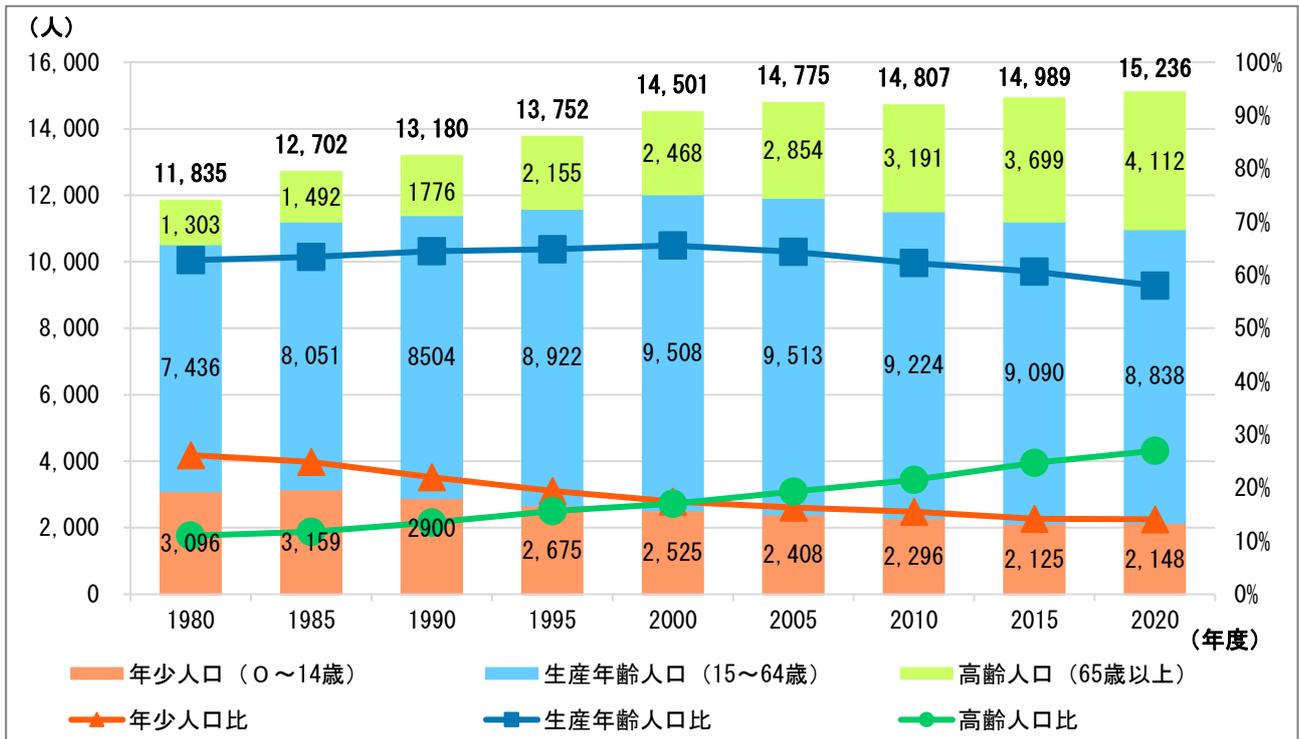


### 2. 人口の状況

#### (1) 人口の推移

本町の国勢調査人口は、昭和 35（1960）年には 9,545 人でしたが、その後増加を辿り、平成 27（2015）年には 14,989 人になっています。ただし、増加の度合いは、平成 23（2011）年頃から東日本大震災の影響もあり、海側の地域からの転入者が増えているものの、年々小さくなっています。年齢別の人口構成を見ると、老年人口（65 歳以上）が増えており、平成 17（2005）年には老年人口の数が年少人口（0 歳～14 歳）の数を上回っています。総人口のうち老年人口が占める割合も、昭和 55（1980）年では 11.0%でしたが、平成 27（2015）年には 24.7%に上昇しています。逆に、年少人口が占める割合は、昭和 55（1980）年では 26.2%であったのが、平成 27（2015）年には 14.2%まで減少しており、全国平均（老年人口 26.6%、年少人口 12.6%）に比べ進行度合いは緩いものの、少子高齢化の影響が見られます。

(図表 2 - 1 人口の推移)



年度	人口 (人)				構成比率 (%)		
	総数	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口比	生産年齢人口比	高齢人口比
1980	11,835	3,096	7,436	1,303	26.2%	62.8%	11.0%
1985	12,702	3,159	8,051	1,492	24.9%	63.4%	11.7%
1990	13,180	2,900	8,504	1,776	22.0%	64.5%	13.5%
1995	13,752	2,675	8,922	2,155	19.5%	64.9%	15.7%
2000	14,501	2,525	9,508	2,468	17.4%	65.6%	17.0%
2005	14,775	2,408	9,513	2,854	16.3%	64.4%	19.3%
2010	14,807	2,296	9,224	3,191	15.5%	62.3%	21.6%
2015	14,989	2,125	9,090	3,699	14.2%	60.6%	24.7%
2020	15,236	2,148	8,838	4,112	14.1%	58.0%	27.0%

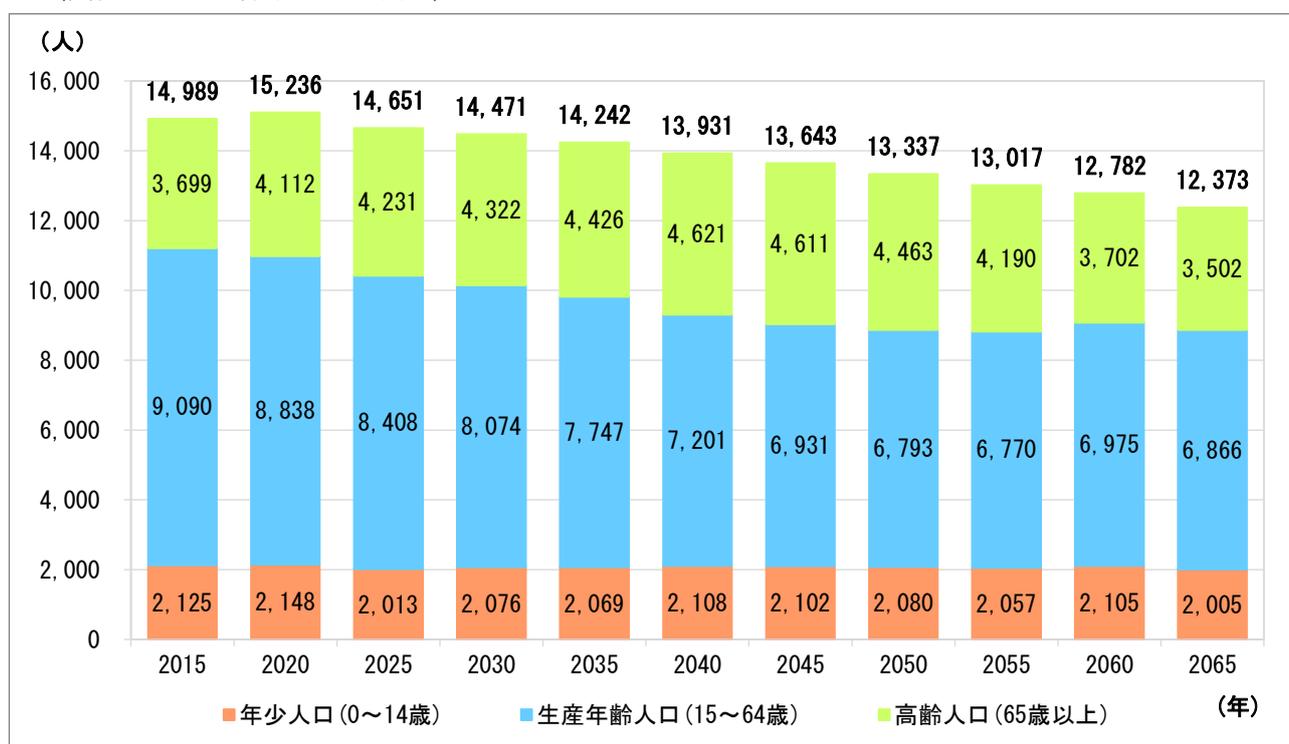
※総数には年齢不詳を含むため、内訳の合計と一致しない場合があります。

(資料：国勢調査)

## (2) 将来人口の展望

本町では、令和3(2021)年6月に「都市計画マスタープラン」を策定し、人口の将来展望を示しています。今後の見通しについて、人口は減少傾向に入るものの、様々な施策の効果により、出生率は上昇し、社会増減(本町への転出と転入の差)はゼロとなることを想定しており、緩やかな人口減少と年齢構成のバランスを維持して推移し、令和17(2035)年の総人口を14,242人、令和47(2065)年には12,373人にする目標を掲げています。

(図表2-2 将来人口の展望)



(資料：2015・2020年人口は国勢調査  
2025年以降は都市計画マスタープラン(令和3年))

人口減少傾向と少子高齢化の状況を踏まえると、現在の本町での施設保有量は将来的には利用需要に対して供給過多となると見込みであるため、公共施設等が適正規模にあるかを検討する必要があります。

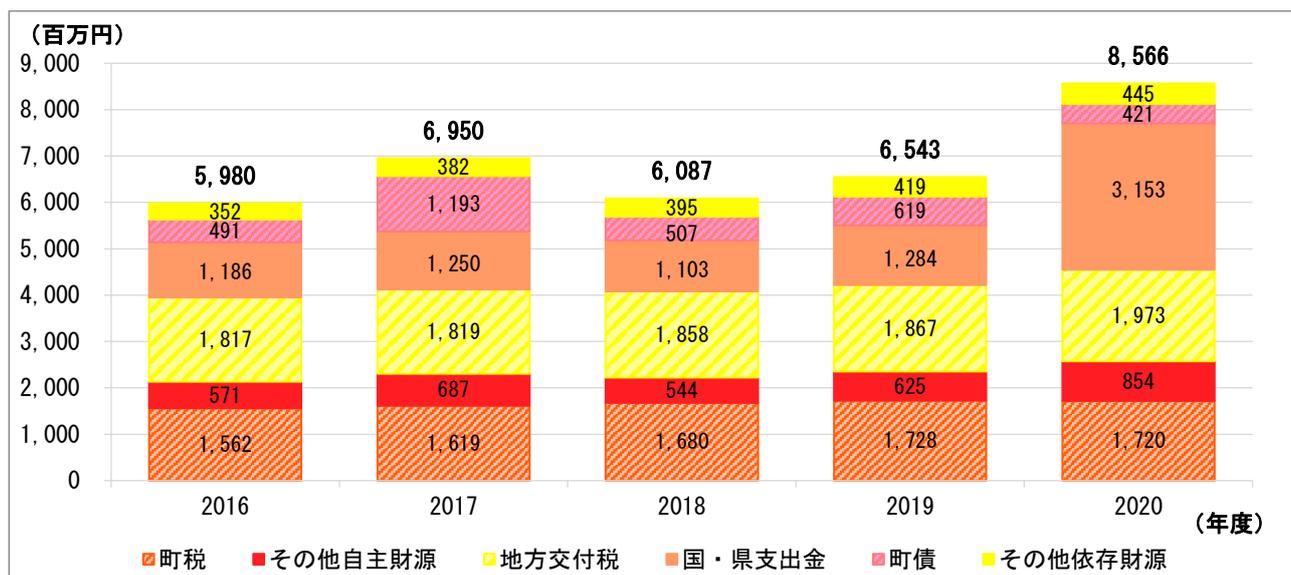
### 3. 本町の財政状況

#### (1) 歳入決算額の推移（性質別・普通会計決算）

本町の歳入総額は60億円から70億円程度の規模で推移してきました。2020（令和2）年度のみ、新型コロナウイルス対策による事業の実施の影響により、8,566百万円となりました。

主な自主財源（自治体が自らの権限に基づいて収入できる財源）である町税は約15～17億円で、5年間の平均では歳入全体の約24%を占めています。

(図表2-3 歳入決算額の推移)



(単位：百万円)

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
町税	1,562	1,619	1,680	1,728	1,720
その他自主財源	571	687	544	625	854
地方交付税	1,817	1,819	1,858	1,867	1,973
国・県支出金	1,186	1,250	1,103	1,284	3,153
町債	491	1,193	507	619	421
その他依存財源	352	382	395	419	445
歳入合計	5,980	6,950	6,087	6,543	8,566

(資料：財政状況資料集)

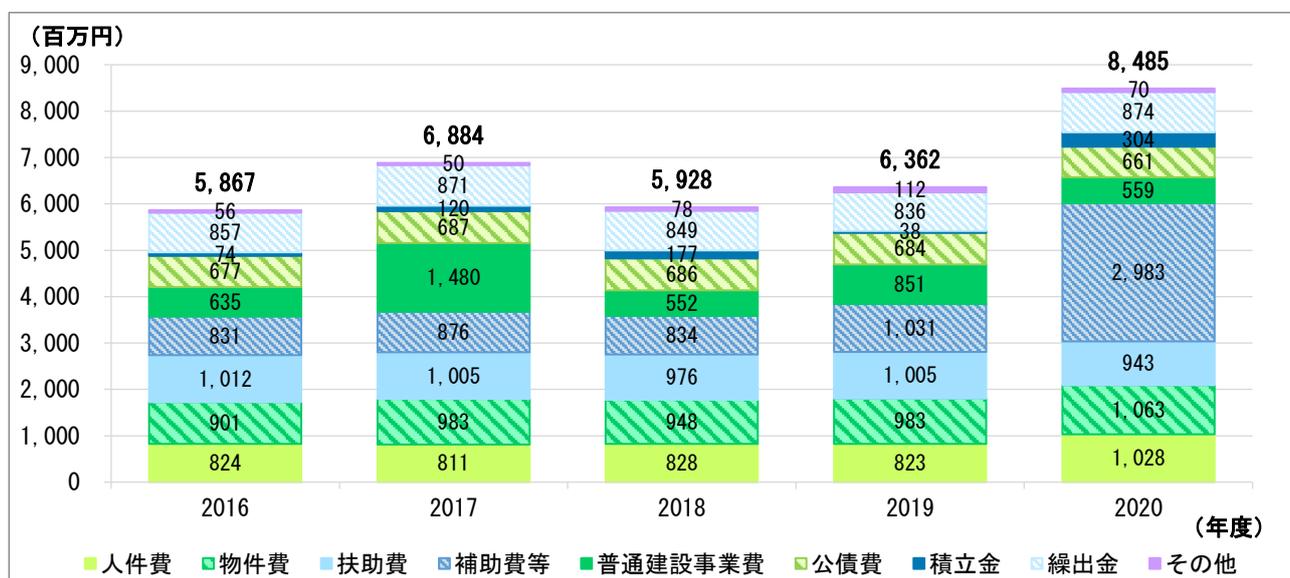
## (2) 歳出決算額の推移 (性質別・普通会計決算)

歳出決算額は、60億円から70億円を推移してきました。2020(令和2)年度のみ、新型コロナウイルス対策による事業の実施の影響により、8,485百万円となりました。

公債費は減少しつつありますが、今後の投資的事業の実施状況によっては、予断を許さない状況です。また、扶助費は増加傾向にあり、国の施策等にも影響されるため、町独自では抑制できない部分があります。

2020(令和2)年度の公債費は661百万円で、歳出の7.8%を占めており、社会資本の整備を実施してきた結果、町債の残高は増加してきました。近年、地方債の発行は減少傾向にあるものの、財政を逼迫させる要因の一つとなっています。

(図表2-4 歳出決算額の推移)



(単位：百万円)

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
人件費	824	811	828	823	1,028
物件費	901	983	948	983	1,063
扶助費	1,012	1,005	976	1,005	943
補助費	831	876	834	1,031	2,983
普通建設事業費	635	1,480	552	851	559
公債費	677	687	686	684	661
積立金	74	120	177	38	304
繰出金	857	871	849	836	874
その他	56	50	78	112	70
歳出合計	5,867	6,884	5,928	6,362	8,485

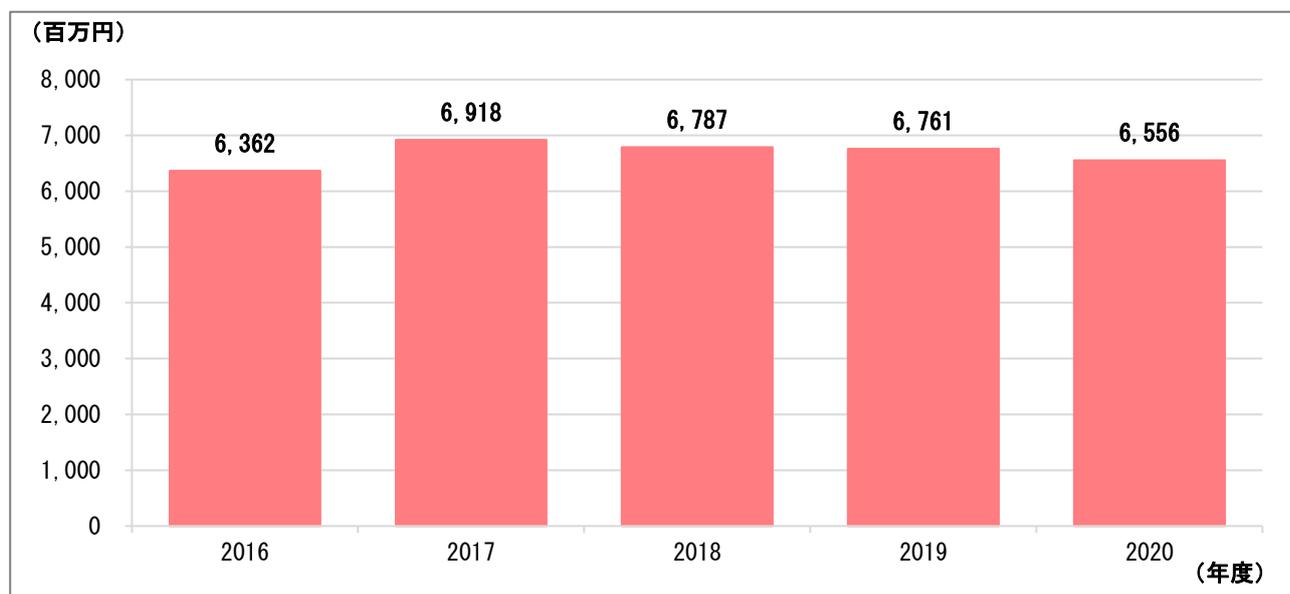
(資料：財政状況資料集)

### (3) 町債残高の推移

町債は、住民の生活基盤の整備のための重要な財源です。本町の2020(令和2)年度の残高は約66億円であり、「上富田町行政改革大綱」(2004年10月)や「上富田町総合計画」(第5次総合計画は2021年3月)に沿った様々な取り組みにより、2019(令和元)年度と比べて約3%減少しています。

町債の発行にあたっては、将来の財政に過度な負担とならないよう、必要最低限にとどめ、公債費負担の適正化に努めています。

(図表2-5 町債残高の推移)



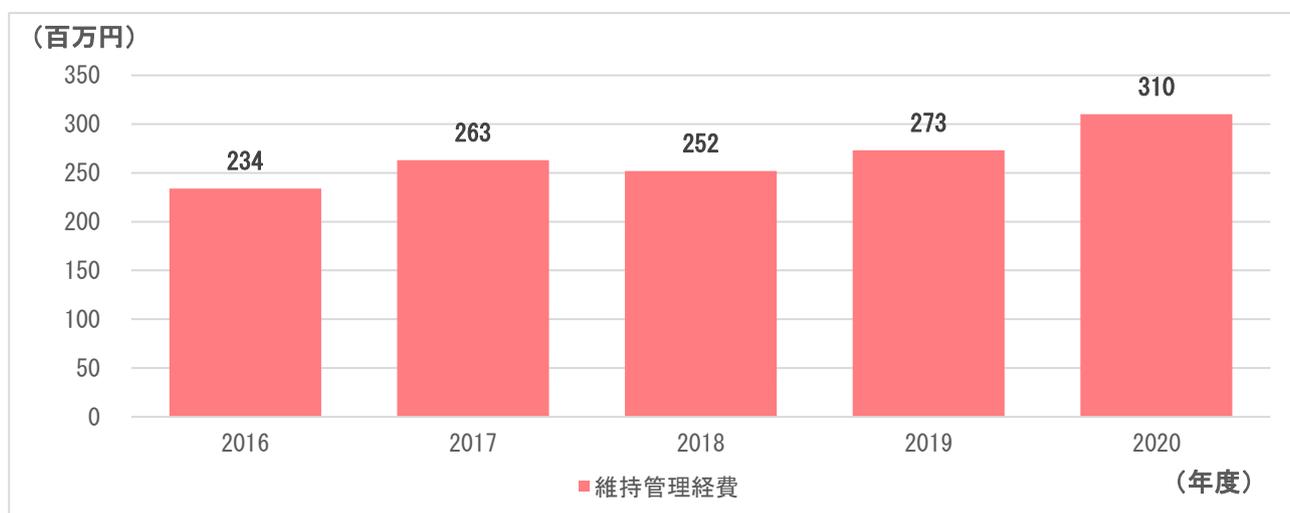
(資料：財政状況資料集)

#### (4) 維持管理経費の推移

維持管理経費とは施設の修繕・保守点検等に要した経費等を指し、下図の推移は一般会計の維持補修費、水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計の動力費・修繕費・材料費・薬品費・委託料のうち施設の維持管理に関連する費用を合計して算出しています。

維持管理経費の5年平均は266百万円となっており、そのうち維持補修費及び修繕費（施設の効用を保全するために実施する補修に要する経費）の5年平均は77百万円となりました。今後、公共施設等の老朽化が進むにつれて必要な維持管理経費は増大していくと思われませんが、拠出可能な予算には限りがあるため、計画的な修繕が必要となります。

(図表2-6 維持管理経費の推移)



(単位：百万円)

年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
一般会計	29	36	24	31	31
水道事業	92	96	115	127	147
うち修繕費	13	14	30	32	51
公共下水道事業	36	30	40	45	55
うち修繕費	5	1	3	10	6
農業集落排水事業	77	101	73	70	77
うち修繕費	15	15	15	9	15
維持管理経費 合計	234	263	252	273	310

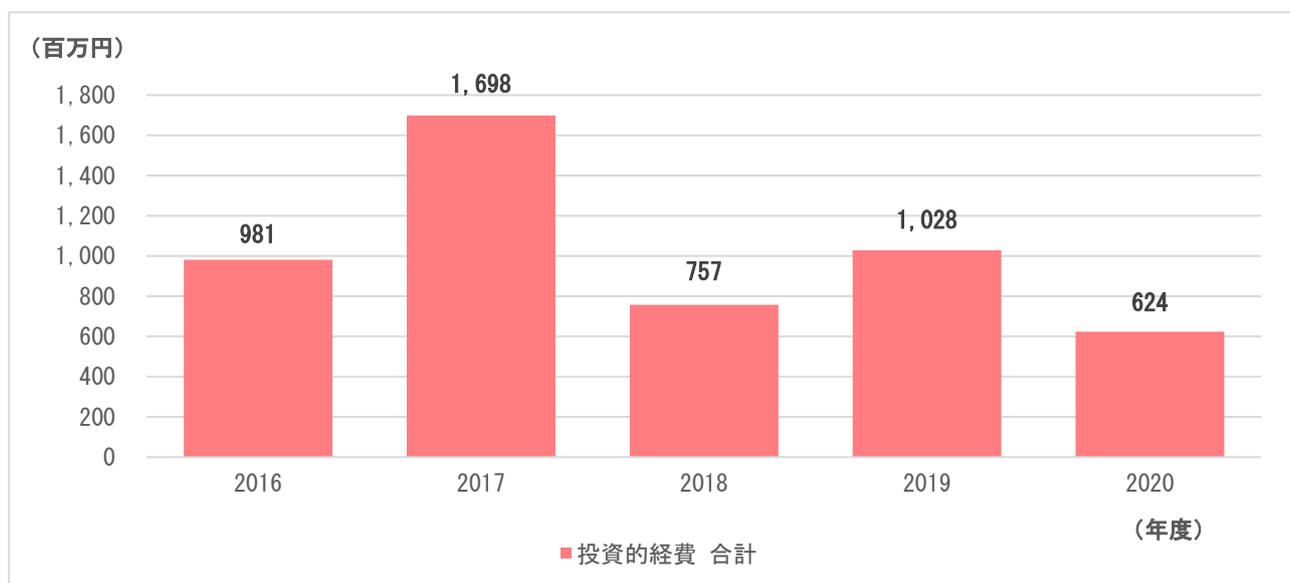
(資料：歳入歳出決算書)

## (5) 投資的経費の推移

投資的経費とは、社会資本の整備に要する経費であり、支出の効果が長期に渡ります。下図の推移は、一般会計の普通建設事業費、水道事業会計・公共下水道事業会計・農業集落排水事業会計の建設改良費を合計して算出しています。

投資的経費の5年平均は1,018百万円となっており、前述の維持管理経費と同様に、公共施設等の老朽化が進むにつれて必要な投資的経費は増大していくと思われるため、計画的な建替等の実施を検討する必要があります。

(図表 2 - 7 投資的経費の推移)



(単位：百万円)

年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度
一般会計	635	1,480	552	851	559
水道事業	216	76	57	157	65
公共下水道事業	130	142	148	20	-
農業集落排水事業	2	-	-	-	-
普通建設事業費 合計	981	1,698	757	1,028	624

(資料：決算統計)

### Ⅲ 公共施設等の現況

#### 1. 公共建築物の現況

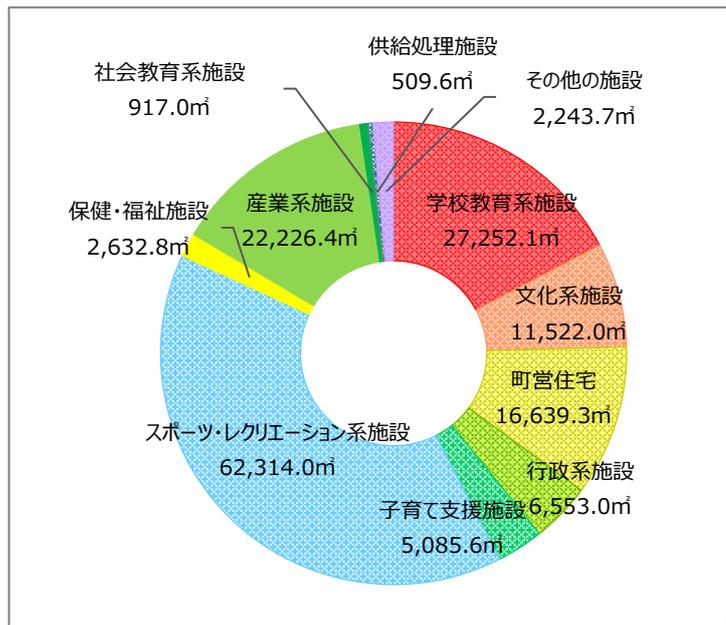
##### (1) 令和2(2020)年度末における施設類型別延床面積

これまでに、本町では人口増加や行政需要に対応して、学校、庁舎、町営住宅などの公共建築物や道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設を建設し、住民の生活基盤、地域コミュニティの拠点等として大きな役割を果たしてきました。このうち、本計画が対象とする公共建築物の施設数は307施設、総延床面積は157,895.6㎡となります。このまま同量の公共建築物を保有し続けた場合、公共建築物の維持に係る住民の負担も大きくなっていくことが予想され、施設総量の適量化が必要になると考えられます。

施設類型別にみると、施設数で最も多いのは公民館・集会所等の文化系施設ですが、総延床面積が最も多いのはスポーツ・レクリエーション系施設で、31施設で62,314.0㎡を占めています。

(図表3-1 対象公共施設の概要)

施設大分類	施設数	総延床面積 (㎡)
学校教育系施設	41	27,252.1
文化系施設	65	11,522.0
町営住宅	31	16,639.3
行政系施設	42	6,553.0
子育て支援施設	17	5,085.6
スポーツ・レクリエーション系施設	31	62,314.0
保健・福祉施設	13	2,632.8
産業系施設	26	22,226.4
社会教育系施設	4	917.0
供給処理施設	25	509.6
その他の施設	12	2,243.7
合計	307	157,895.6



(令和3(2021)年3月31日現在)

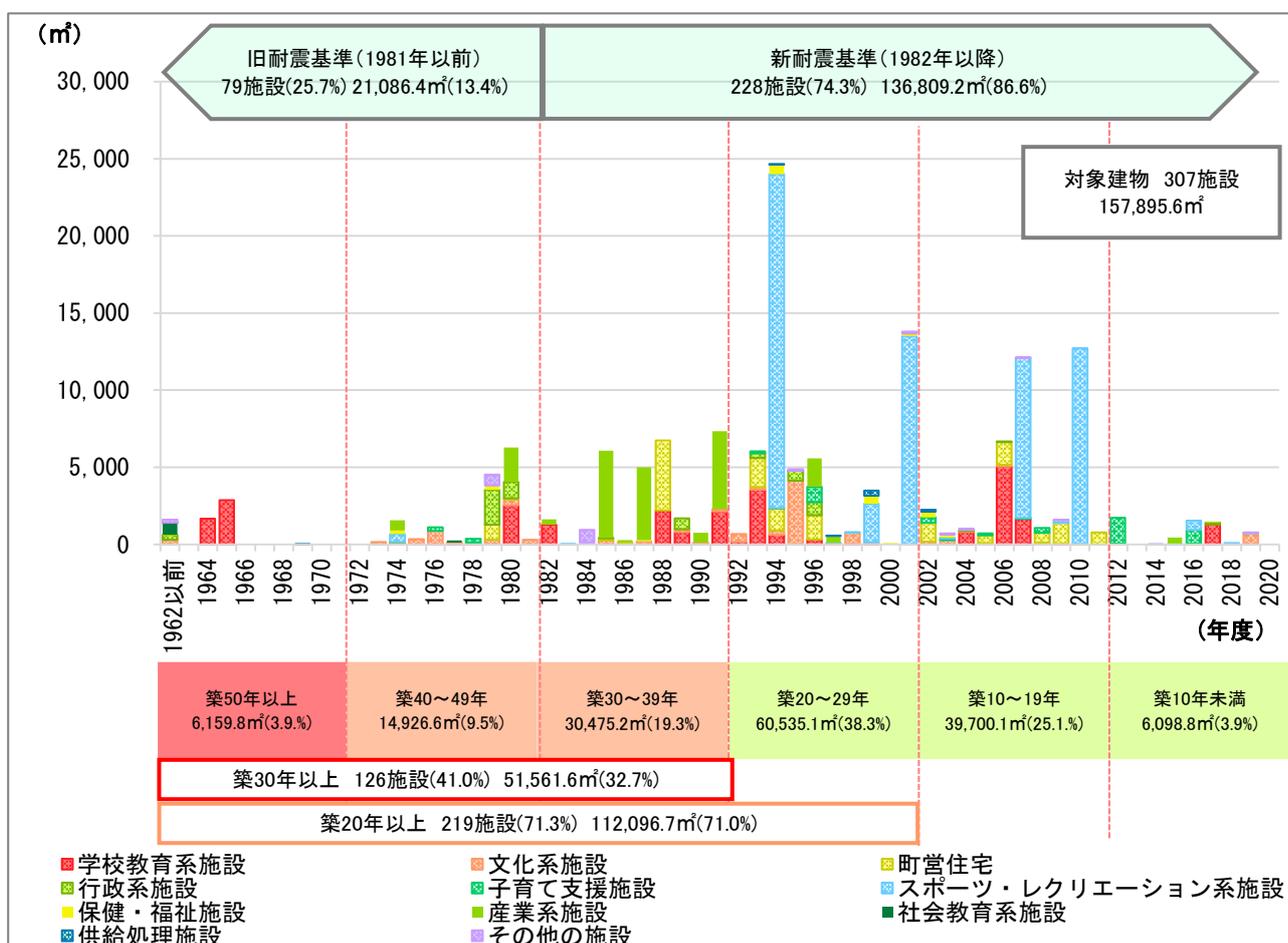
## (2) 公共建築物の築年度別整備状況

建築年度別にみると、平成6（1994）年度前後と平成12（2000）年度から平成22年度（2010）年度に建設された施設の延床面積が比較的大きく、これは上富田スポーツセンター等の整備によるものです。

なお、旧耐震基準（昭和56（1981）年度以前）の建物の割合は約25.7%であり、役場本庁舎、上富田中学校、生馬小学校の一部の建物が主なものとなっています。

※ 旧耐震基準で建築された公共施設については、耐震化工事を順次進めています。

(図表 3-2 公共建築物の築年度別整備量)



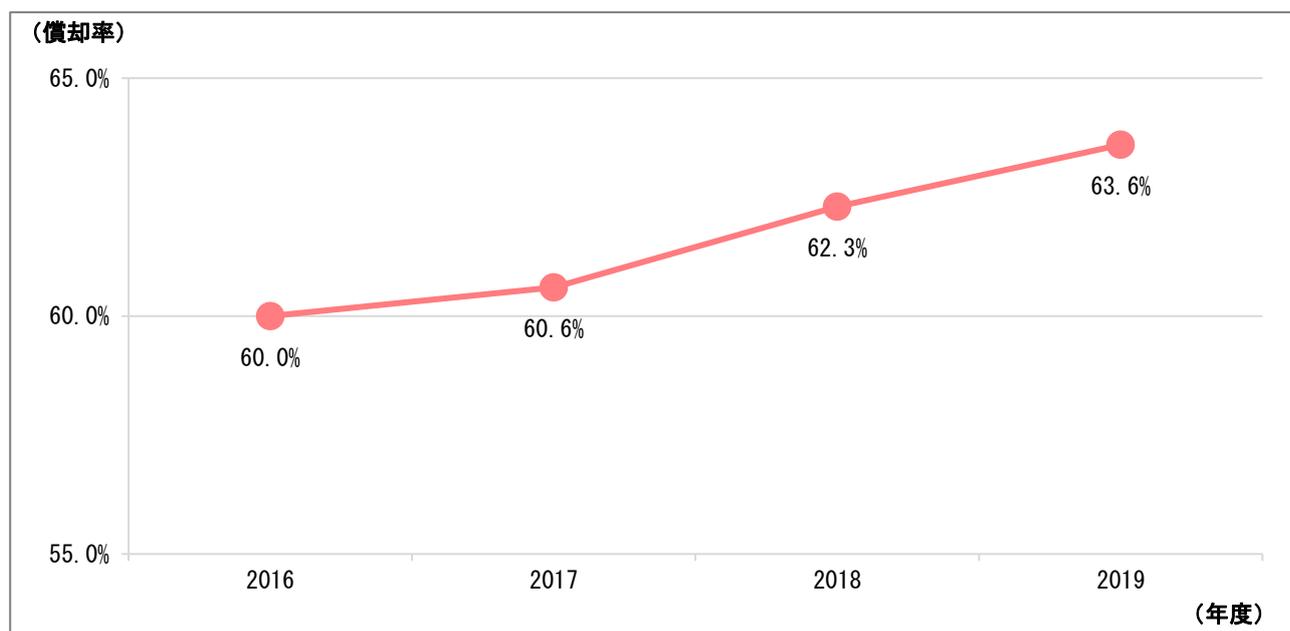
(2020 (令和2) 年3月31日現在)

### (3) 有形固定資産減価償却率の推移

本町が所有する施設の経年程度を評価する際に参考となる指標として、地方公会計の有形固定資産減価償却率があります。この有形固定資産減価償却率は、公共建築物の取得価額等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い指数は上昇します。

本町の有形固定資産減価償却率は、下図の通り近年上昇傾向にあり、本計画に基づいた公共施設等の老朽化への対応と将来的な財政負担の軽減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(図表 3 - 3 有形固定資産減価償却率の推移)



(資料：財政状況資料集)

## 2. インフラ施設の現況

本町が所有及び管理する道路は約 221km、橋梁は 224 橋あります。

上水道（水道事業）は、昭和 46（1971）年に供用開始し、浄水場 2 施設、配水池 11 施設が稼働し、約 82km の配水管が布設されています。

下水道のうち公共下水道事業は、現在も工事継続中であり、平成 19（2007）年度に一部供用開始し、浄化センター 1 施設を有しています。農業集落排水事業は、計画区域全 5 地区において平成 10（1998）年から平成 16（2004）年に供用開始し、排水施設 5 か所を有しています。

### （1）道路

分類	実延長（m）	道路部面積（㎡）
町道 1 級	8,818	52,389
町道 2 級	20,601	88,309
その他町道	191,749	798,567
合計	221,168	939,265

（資料：道路現況台帳（令和 3（2021）年 3 月作成））

### （2）橋梁

架設年次	橋長（m）	架設年次	橋長（m）
1954	23	1984	32
1961	10	1986	53
1963	174	1987	34
1965	18	1997	49
1967	20	1998	12
1970	219	2000	14
1972	26	2001	13
1973	42	2003	10
1974	35	2004	22
1975	21	2005	11
1977	16	2007	172
1978	53	2008	9
1979	62	2012	37
1981	55	2015	112
1982	102	不明	897
1983	17	総計	2370

（資料：橋梁基礎数値台帳（2021（令和 3）年 3 月作成））

### (3) 上水道

施設大分類	施設数	建物総床面積 (単位：㎡)
上水道供給処理施設 (浄水場、ポンプ場など)	浄水場 2 施設、配水池 11 施設	1,010

管種	管径	管延長 (単位：m)
導水管	300mm 以下	2,300
送水管	75mm～450mm	3,450
配水管	50mm 以下	5,490
〃	75mm	16,250
〃	100mm	31,893
〃	150mm	7,041
〃	200mm	2,841
〃	250mm	10,275
〃	300mm	2,595
〃	350mm	-
上水道管 合計		82,135

(資料：令和 2 年度水道統計調査)

#### (4) 下水道

施設大分類	施設数	建物総床面積 (単位：㎡)
下水道供給処理施設 (浄化センター、処理場など)	6	3,162

(単位：m)

年度	公共下水道事業			農業集落排水事業
	コンクリート管	塩ビ管	その他	
～1993				
1994				
1995				
1996				
1997				1,537
1998	138	146		12,079
1999	650	153		9,540
2000	268	1,240		16,161
2001		3,029		16,905
2002		2,379		5,000
2003		910	637	1,035
2004		1,107		
2005		1,325	145	
2006		1,053		
2007		1,547		
2008		1,636		
2009		3,349	11	
2010	2,916	2,081	20	
2011	344	444		
2012	122	1,059	28	
2013		1,152		
2014	186	573		
2015	128	1,205		
2016	55	982	9	
2017		1,334		
2018		1,390		
2019				
2020				
不明				
合計	4,807	28,094	850	62,256

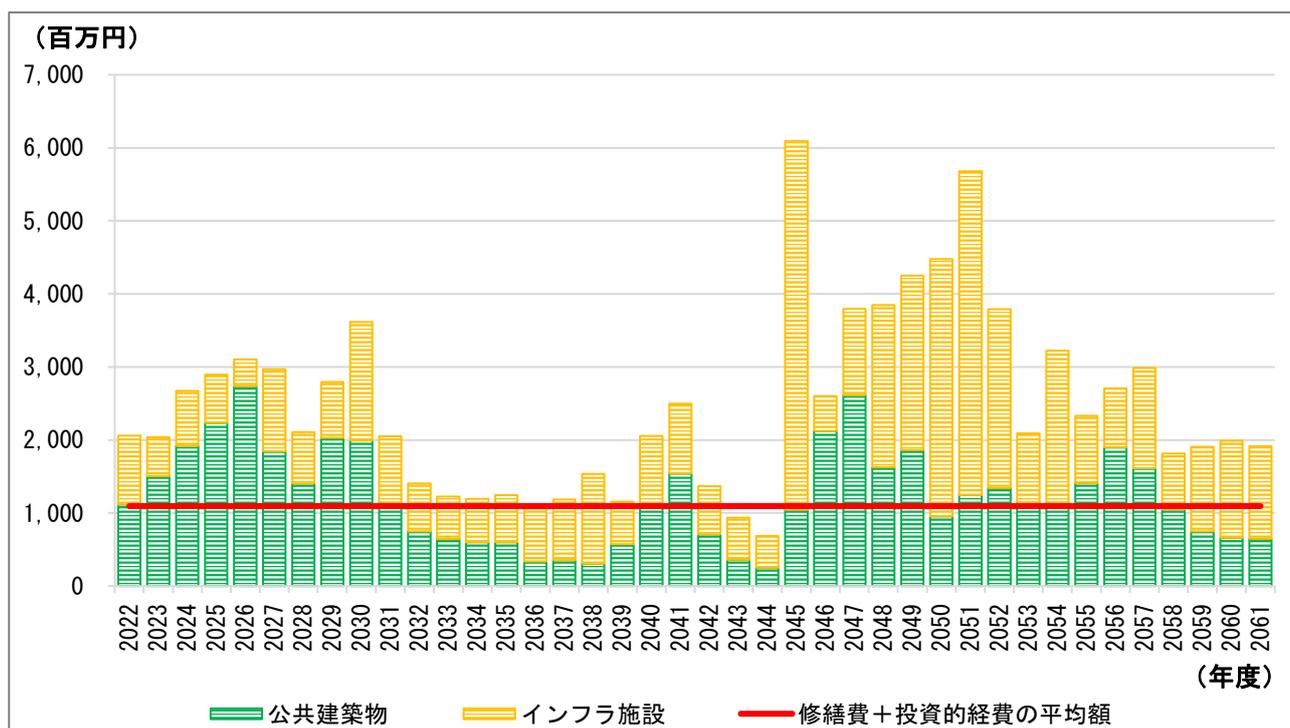
(資料：管種別年度別管路延長 (令和3 (2021) 年3月作成))

## IV 公共施設等の更新費用

### 1. 計画前の更新費用の見通し（単純更新する場合の試算）

計画対象の公共建築物とインフラ施設について、同種・同規模で単純更新する場合の経費の見込みを試算しました。

（図表4-1 公共施設等（公共建築物+インフラ施設）の単純更新費用）



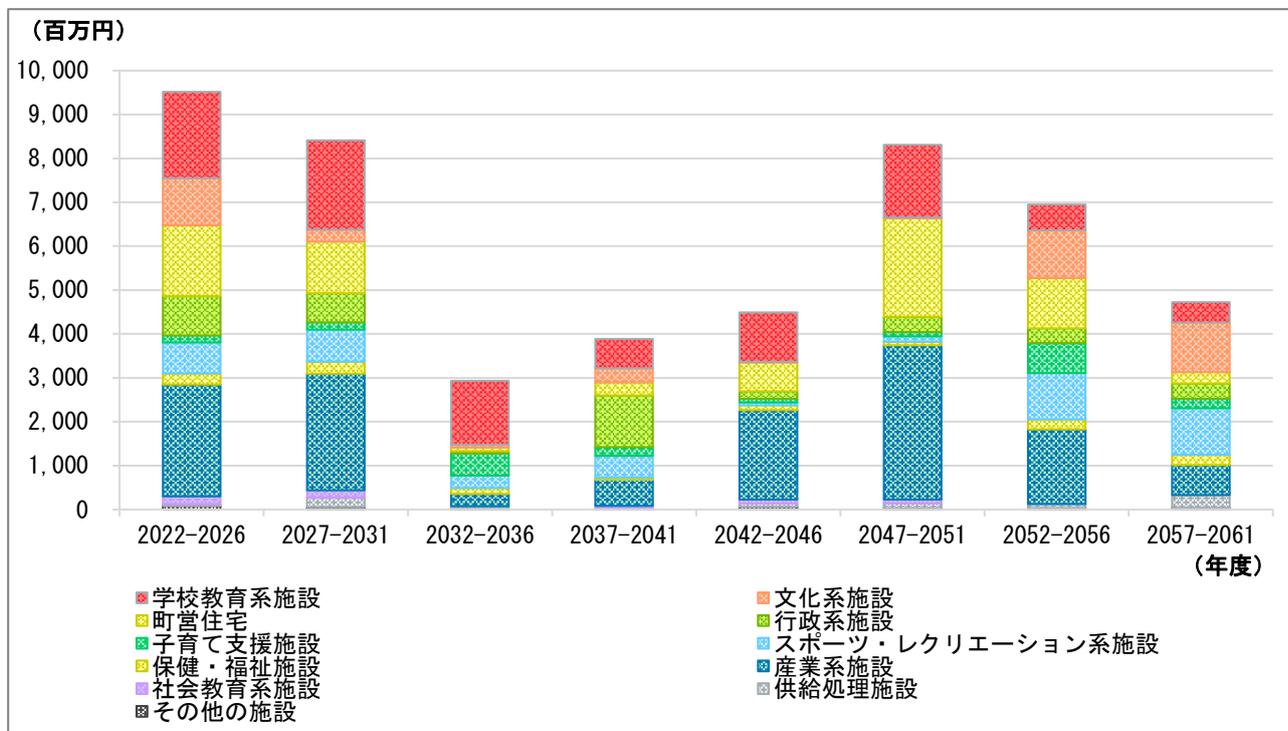
試算の結果、40年で99,376百万円、年間2,484百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。過去5年平均の修繕費と投資的経費の合計1,095百万円（=77百万円+1,018百万円）と比較すると年平均1,389百万円のギャップが生じることとなります。

仮に単純更新の試算通りに公共施設等の更新を行うとすると、不足分の財源を捻出する必要があります。一定の期間であれば基金の取り崩し等によって、更新費用を充填することはできますが、持続的な更新は現実的ではありません。

そのため、公共施設等の管理に関する基本的な方針として、維持管理や更新、長寿命化や統合・廃止等の方針を改めて見直したうえで新たな計画を作成し、その計画に則した事業の実施を行う必要があります。

《参考①-公共建築物を単純更新する場合の試算》

(図表4-2 公共建築物の単純更新費用(5ヶ年度表示))



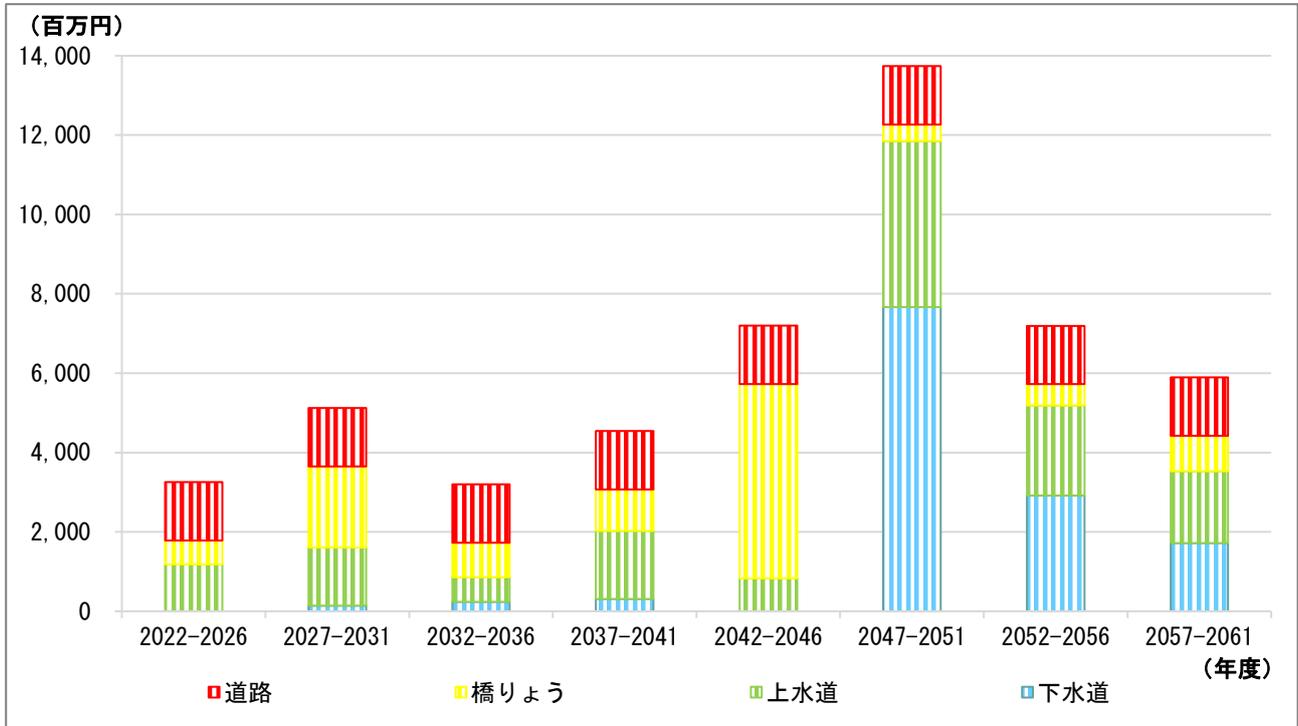
公共建築物を単純更新する場合は、40年で49,214百万円、年間1,230百万円の更新費用がかかる試算となりました。

施設類型別に見ると、産業系施設が40年で14,011百万円と更新費用に占める割合が最も高くなっています。

また、学校教育系施設は児童・生徒が日常的に利用する施設であるため、安心・安全な状態を保つように努めます。

《参考②-インフラ施設を単純更新する場合の試算》

(図表4-3 インフラ施設の単純更新費用(5ヶ年度表示))



公共建築物を単純更新する場合は、40年で50,161百万円、年間1,254百万円の更新費用がかかる試算となりました。

施設類型別に見ると、上水道施設が40年で14,061百万円、次いで下水道施設が計画期間40年で13,009百万円と更新費用に占める割合が高くなっています。

## V 公共施設等の管理に関する基本的な方針

### 1. 現状や課題に関する基本認識

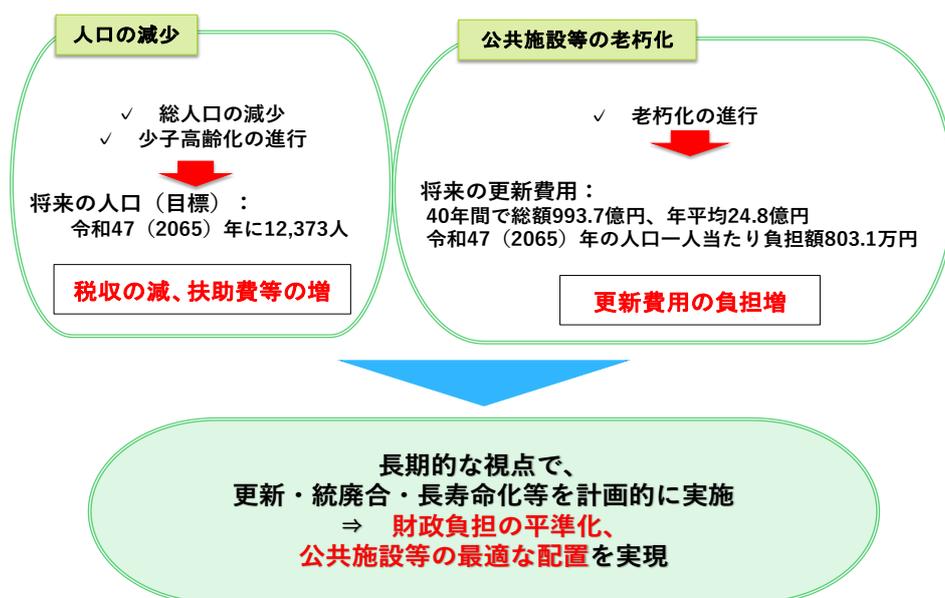
本町の公共施設等は、今後、大規模改修・建替えに係る費用の増加が見込まれており、今後 40 年間で要する更新費用を試算すると、総額 99,376 百万円、年平均 2,484 百万円となりました。特に、多くの公共施設が 1990 年代から 2000 年代に建設されていることから、令和 22 (2040) 年頃から建替えによる費用の増加が見込まれています。

また、「II-2 人口の状況」で示したように、本町の人口は、令和 47 (2065) 年に 12,373 人と予測されています。現在、本町の抱える施設は、「III 公共施設等の現況」で示したとおり、従来から施設の統廃合を進めてきた経緯があります。

個別施設については、行財政改革の一環として庁内で組織されている「上富田町行政改革推進本部」において、施設のあり方や方向性、公正・公平性と透明性を確保しながら議論を進めていますが、今後は維持補修に多額の経費が予想されることから、更なる抜本的な見直しが必要となります。

今後は、町が直面している公共施設等の問題について町議会とも協議しながら見直しを進めますが、そのような中においても具体的な議論が進むと「総論賛成、各論反対」という状況が想定されることから、住民との合意形成をどのように図っていくのかという課題があります。そのため公共施設等の全般の現状や課題を情報発信し、住民との協議や調整又は周知の取り組みを強化する必要があります。

(図表 5 - 1 上富田町の現状と課題)



## 2. 公共施設の管理に関する基本的な方針

### (1) 点検・診断等の実施方針

継続的な運営（利用）が確実に見込まれている施設については、法定点検の他、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査・点検を効果的に実施することとします。また、利用率の低い施設は、その状態を把握・勘案し早期に廃止や転用、取り壊し等の合理性が図れるようにデータを蓄積し、全庁で情報を共有できるようにするための事務執行方法を検討します。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

国や県の補助金制度を活用し、利用率・効用・意義・老朽度合等を総合的に勘案し、維持管理や修繕、更新等を実施します。

なお、実施にあたっては、既存の周辺施設との複合化や小規模化（減床）、及び設備等の省エネ化等を十分に検討し、イニシャルコスト及び借地料等を含めたランニングコストを総合的に検証した上でトータルコストに配慮することとします。また、上富田町木材利用方針に基づき、紀州材を中心とする木材の公共建築物等への利用を促進するための検討を行います。

施設の総量の削減、安全・安心の観点等からも廃止や修繕不可能な施設については、積極的に取り壊しを検討します。施設の取り壊しに際しては優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減や平準化を図ります。

その他、施設の整備や維持管理等の運営については、現在行っている指定管理者制度による運営をはじめ、費用対効果を勘案し、効果的・効率的なものとなるよう検討を行います。

### (3) 安全確保の実施方針

利用者の安全確保を第一に考え、点検・診断を定期的を実施するとともに、危険度の高い施設で利用率・効用等の低い施設については、原則として統廃合及び取り壊しの対象とします。予算や何らかの事情により、除却等に時間を要する場合にあっては、防護柵の設置等の立入禁止措置を講じ、第三者の安全の確保に十分な配慮を行います。

危険度の高い施設であっても利用率・効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、その際において、周辺施設の利用率・効用等の低い施設を集約する等の検討を行います。

#### **(4) 耐震化の実施方針**

利用率・効用等の高い施設については、「(3) 安全確保の実施方針」の方針に基づいて重点的に対応することとし、構造部分の耐震性の他、非構造部分の安全性（耐震性）についても、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した十分な検討を行います。

公共建築物の多くは、災害時には避難所として活用されるため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の活動拠点としての機能確保の観点からも、計画的に耐震化を進めます。

#### **(5) 長寿命化の実施方針**

既に策定済みの橋梁や町営住宅をはじめとした個別の長寿命化計画については、本計画に準じて継続的に維持管理や修繕・更新等を実施し、その他の施設については、今後も維持管理する必要性が認められた範囲で、更新（建替え）等の代替手段よりも費用合計が低く抑えられる場合に、施設の安全性を確保しつつ、実施するものとします。

#### **(6) 統廃合や廃止の推進方針**

費用対効果を検証して必要性が認められない施設については、町議会や住民と協議し、廃止や撤去を進めます。また、周辺施設の利用率や効用等を勘案し、集約・売却等の検討を行います。

なお、廃止施設については取り壊しを行い、安全面や景観を確保し、事業費等を削減した上で、空き施設や町有地を可能な限り財源確保の手段として活用し、既存施設の改築費の縮減を図ります。

#### **(7) 数値目標**

可能な限り具体的な数値目標を設定するため検討しますが、上富田町は現状では人口が増加しています。今後は各地域での人口の減少に応じて、各地区での施設の延床面積の縮小やトータルコストの削減を行うために、施設の老朽化度合や利用度合を継続的に調査し、統合・廃止等の手法及び対象施設の洗い出しを行います。

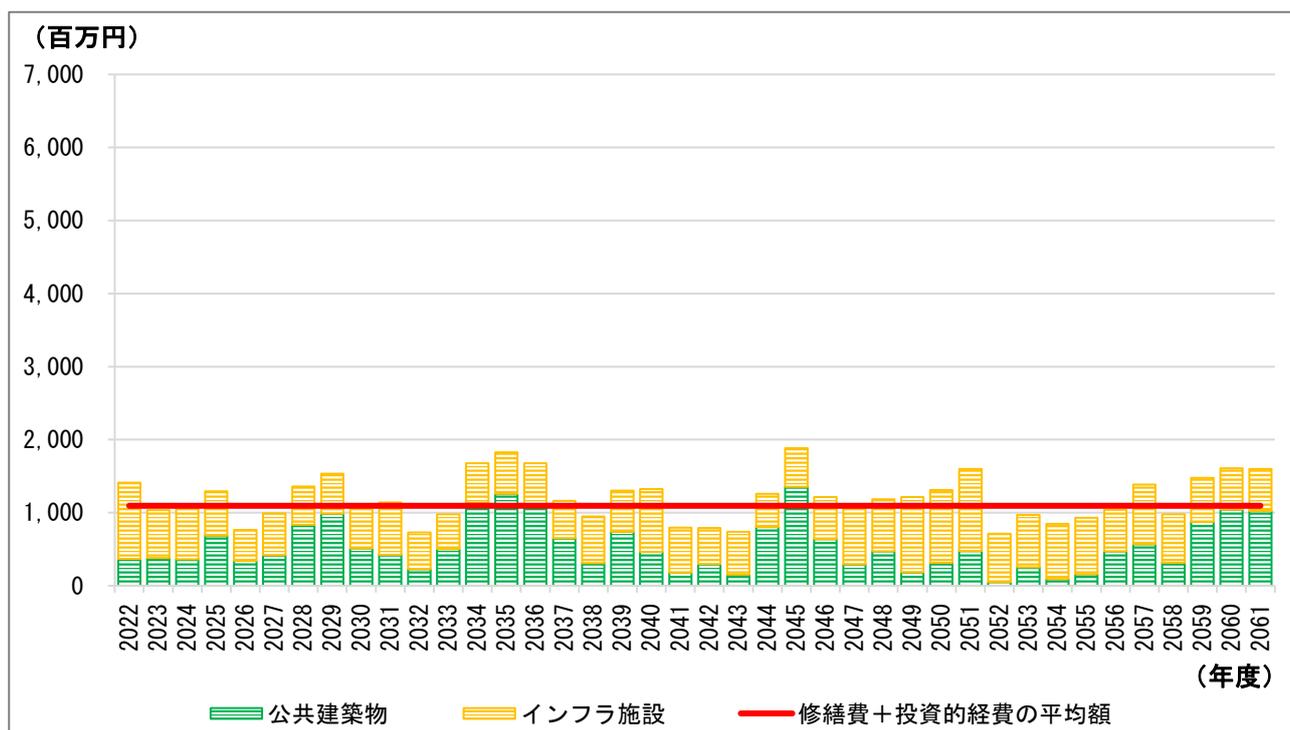
### 3. 計画後の基本的な方針を踏まえた更新費用の見通し

公共建築物とインフラ施設について、Vで示した公共施設の基本的な方針や各施設分類での個別施設計画で示した施設管理の基本的な方針（VI参照）、下記の試算条件を踏まえて経費の見込みを試算しました。

#### ■ 試算条件

	単純更新	長寿命化更新
公共建築物 (学校教育系施設以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等更新費用試算ソフトを使用</li> <li>構造別に更新周期を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等更新費用試算ソフトを使用</li> <li>構造別に更新周期を設定</li> </ul>
公共建築物 (学校教育系施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の長寿命化計画で作成した試算結果をもとに作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設の長寿命化計画で作成した試算結果をもとに作成</li> </ul>
インフラ施設 (道路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等更新費用試算ソフトを使用</li> <li>更新周期はデフォルト値の15年を使用</li> <li>更新単価はデフォルト値の4,700円/㎡を使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等更新費用試算ソフトを使用</li> <li>更新周期は一般的な供用寿命の最大値とされている20年を使用</li> <li>更新単価はデフォルト値の4,700円/㎡を使用</li> </ul>
インフラ施設 (橋梁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別施設計画&lt;施設名：橋梁&gt;の試算結果を使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別施設計画&lt;施設名：橋梁&gt;の試算結果を使用</li> </ul>
インフラ施設 (上水道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業ビジョンの試算結果を使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業ビジョンの試算結果を使用</li> </ul>
インフラ施設 (下水道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等更新費用試算ソフトを使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共下水道事業経営戦略、農業集落排水事業経営戦略の考え方をもとに試算</li> <li>施設整備費の試算は総務省試算ソフトを使用（試算条件は公共建築物と同様）</li> </ul>

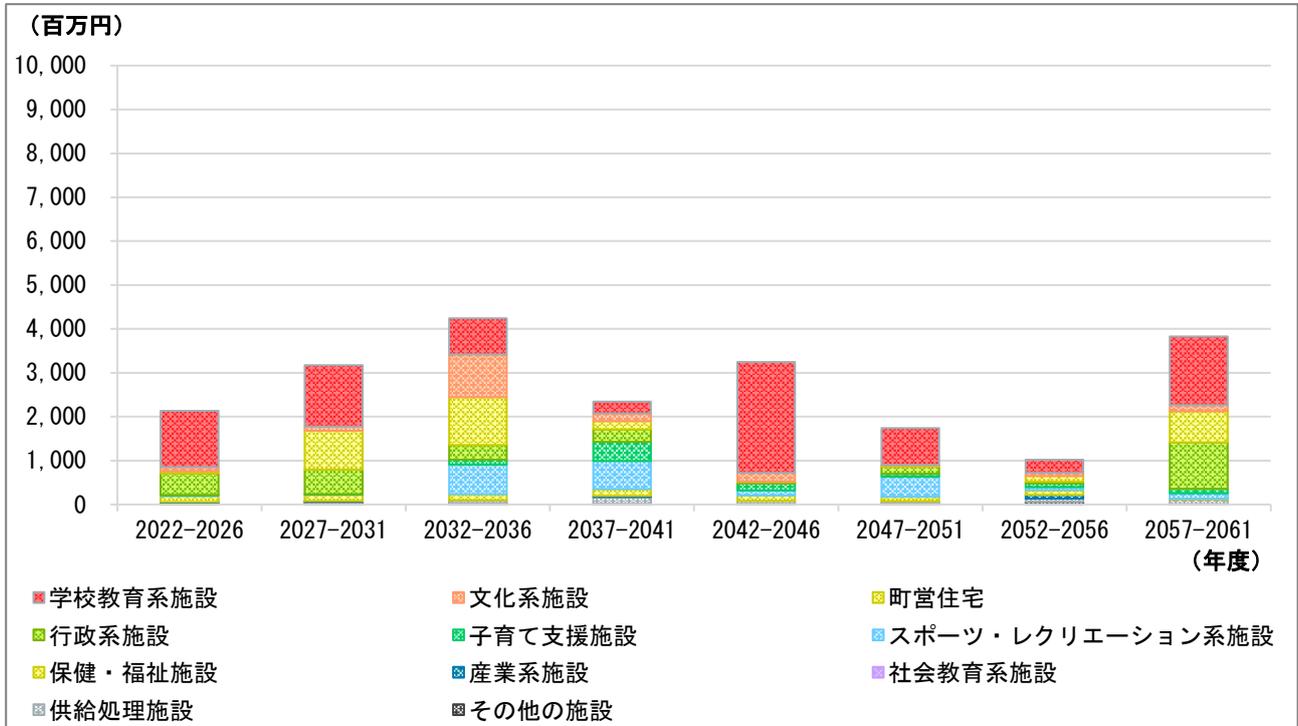
(図表4-4 公共施設等(公共建築物+インフラ施設)の計画後の長寿命化更新費用)



長寿命化の考えを取り入れて試算を行った結果、40年で47,945百万円、年間1,199百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。計画前の単純更新費用の試算結果と比較して、40年で51,431百万円の縮減、年間1,286百万円の縮減が可能となります。

《参考①-公共建築物を計画後の基本的な方針を踏まえて更新する場合の長寿命化更新費用》

(図表4-5 公共建築物の計画後更新費用(5ヶ年度表示))

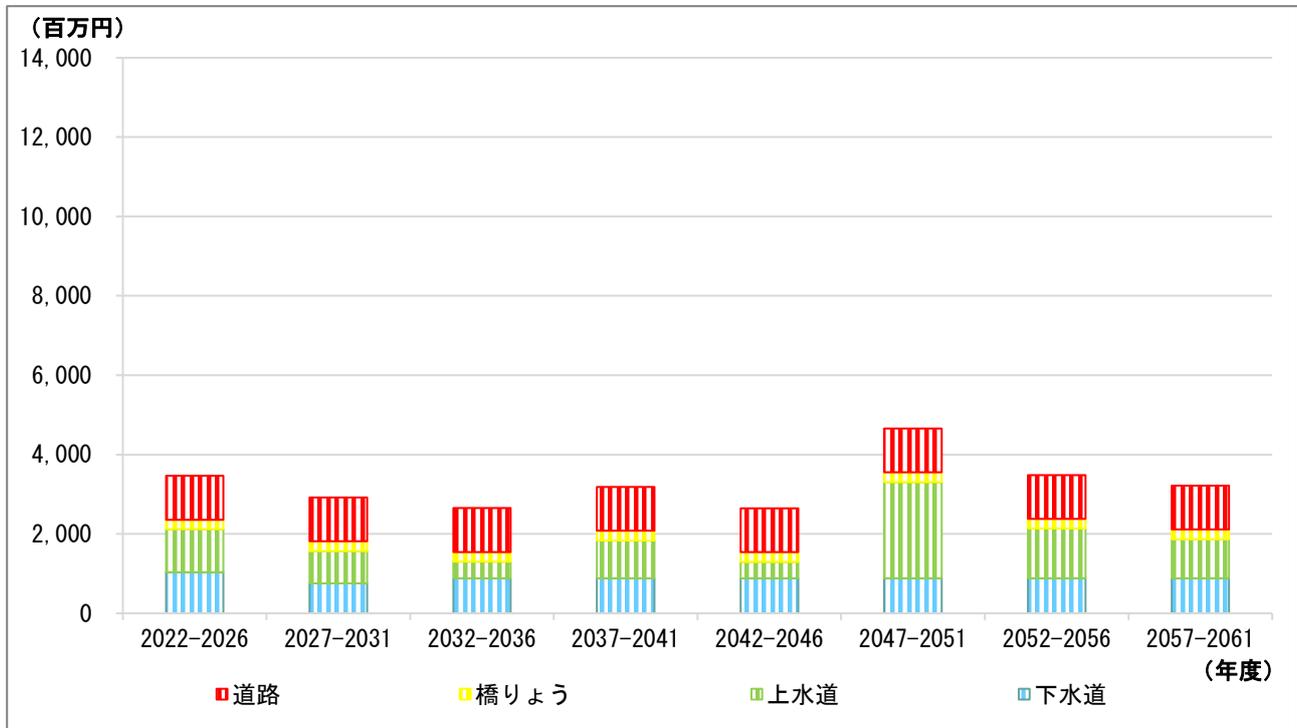


公共建築物を長寿命化の考えを取り入れて更新する場合の試算では、40年で27,719百万円、年間543百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。これは、単純更新の場合の費用と比較して、40年で27,496百万円、年間687百万円の削減となります。

施設類型別に見ると、産業系施設が40年で130百万円となり、13,881百万円の削減となります。

《参考②-インフラを計画後の基本的な方針を踏まえて更新する場合の長寿命化更新費用》

(図表4-6 インフラ施設の計画後更新費用(5ヶ年度表示))



インフラ施設を長寿命化の考えを取り入れて更新する場合の試算では、計画期間40年で26,226百万円、年間656百万円の更新費用がかかる見込みとなりました。これは、単純更新の場合の費用と比較して、計画期間40年で23,935百万円、年間598百万円の削減となります。

施設類型別に見ると、上水道施設が計画期間40年で8,358百万円、下水道施設が計画期間40年で7,072百万円となり、それぞれ計画期間中に5,704百万円、5,937百万円の削減となります。

下水道は、経営戦略をもとに試算方法の見直しを行った影響で多額の削減効果が出ています。

## 4. 財源の考え方

計画後の基本的な方針を踏まえて更新した場合の更新費用の見通しは、P.28 より計画期間 40 年間で 47,945 百万円（年平均 1,199 百万円）となり、このうち普通会計では 31,971 百万円（年平均 800 百万円）、水道事業と下水道事業からなる公営事業会計では 15,974 百万円（年平均 399 百万円）となりました。この更新費用の見通しと、決算統計をもとにした過去 5 年分の財源割合から、充当可能な財源の見込みを算出しました。

### （1）普通会計の財源の見込み

過去 5 年の普通会計の財源割合の実績は、図表 5 - 4 の「割合」のとおりです。この割合に基づくと年間の更新費用 800 百万円に対して、年平均で国庫支出金 72 百万円、都道府県支出金 39 百万円、地方債 384 百万円、その他の特定財源 71 百万円、一般財源 226 百万円の財源が必要となります。

実際には年度によって更新費用の見込みにはバラつきがあるため、基金等の利用による財政負担の平準化や、国・県補助事業の活用、地方債の充当率及び交付税措置率を意識しながら有効活用し、財政負担の軽減ができるように努めます。

（図表 5 - 4 過去 5 年の普通会計の財源割合）

（単位：百万円）

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	年平均	割合
国庫支出金	32	185	34	70	45	73	9.0%
都道府県支出金	6	6	67	116	4	40	4.9%
分担金・負担金・寄付金	5	22	0	9	3	8	0.9%
地方債	275	963	272	366	82	392	48.0%
その他の特定財源	114	74	29	47	100	73	8.9%
一般財源	203	231	149	243	326	230	28.2%
合計	635	1,480	552	851	559	815	100.0%

（資料：決算統計）

## (2) 公営事業会計の財源の見込み

過去5年の公営事業会計の財源割合の実績は、図表5-5の「割合」のとおりです。この割合に基づくと年間の更新費用399百万円に対して、年平均で企業債223百万円、国庫補助金73百万円、一般財源（工事負担金）42百万円、一般財源（その他）57百万円の財源が必要となります。

普通会計と同様に、実際には年度によって更新費用の見込みにはバラつきがあるため、下水道基金等の利用による財政負担の平準化や、国庫補助事業の有効活用による財政負担の軽減に努めます。

(図表5-5 過去5年の公営事業会計の財源割合)

(単位：百万円)

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	年平均	割合
企業債	244	65	79	114	64	113	56.0%
国庫補助金	50	65	60	10	0	37	18.3%
都道府県補助金	0	0	0	0	0	0	0.0%
他会計繰入金	0	5	1	3	0	2	1.0%
一般財源(工事負担金)	29	40	33	5	0	21	10.6%
一般財源(その他)	23	42	32	45	0	29	14.2%
合計	346	217	205	177	65	202	100.0%

(資料：決算統計)

## 5. ユニバーサルデザインに係る方針

福祉施設等の各公共建築物のバリアフリー化を進めます。また、高齢者や障がい者(児)だけのためではなく、多くの人々が、共通に安全で快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを継続的に検討する組織の確立に努めます。

## 6. その他の公共施設等に係る取組

### (1) 過去に行った対策の実績

本町では、公共施設等の規模の適正化・運営の効率化・機能充実を目的として、これまでに統廃合を進めてきました。

・市ノ瀬保育所、岩田保育所、生馬保育所

→はるかぜ保育所（平成 25（2013）年 4 月 1 日開所）

・朝来第 1 保育所、朝来第 2 保育所

→なのはな保育所（平成 28（2016）年 4 月 1 日開所）

その他、過去にも町内の中学校やゴミ処理場・火葬場を統廃合してきた実績があります。

### (2) 未利用資産の活用

本町では未利用資産の活用、売却に取り組んでいます。

遊休地は積極的に貸付や売却を進めており、引き続き町の資産の有効活用を進めます。

### (3) 広域的な行政の推進

効果的、効率的な共同業務の推進として、以下の広域行政を進めていきます。

①ごみやし尿の処理など、一部事務組合によって処理している事務について、状況に対応した事務の再編と新たな共同処理の可能性を検討していくとともに、観光政策についても、広域行政で進めていきます。

②紀南地域での一般廃棄物のごみ焼却処理施設整備を広域行政として進めていきます。

### (4) 現時点で決まっている具体的対策

児童館や高齢者憩の家については、各地域の必要性を考査し、統合や廃止に向けて検討します。

共同作業場や各企業・団体に貸借している施設については、維持管理費や修繕経費を鑑み、払下げや譲渡に向けて進めます。

### (5) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

本町では、平成 27（2015）年当初より、統一的な基準に沿った地方公会計の財務諸表を、毎年度継続して作成しています。このため、所管部門を横断的に公有財産を管理する固定資産台帳の更新、精緻化に努めています。

本計画においても、保有・所有施設の把握や施設老朽化度合の認識にあたっては、固定資産台帳を活用しました。

## VI 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

施設全般について、災害時の避難所等に指定しているものや、復旧・復興において重要な拠点となるようなインフラ施設については、重要度を勘案し耐震化等の改修を優先して計画的に行っていくとともに、必要に応じて、個別施設計画等を策定します。

町営住宅や道路、橋梁等については、個別施設計画等に従い維持管理、修繕、更新、取り壊しを行います。

個別施設計画等で定められた各施設の基本的な方針の概要は以下のとおりです。

### 1. 公共建築物の基本的な方針

本町が所有する公共建築物をすべて建替や維持管理していくことは、財政状況や人口動向から考慮すると、非常に厳しい状況です。

公共建築物は、行政サービスの提供や地域交流・活性化の場、子育てや教育、福祉、観光といった様々な分野において欠かすことのできないものです。しかし一方で、当初の利用目的や役割を終えた公共建築物や利用者数の少ない公共建築物、また、著しく老朽化が進み、場合によっては、利用者を危険に晒してしまう恐れのある公共建築物があります。

そのため本計画では、公共建築物の今後のあり方等について基本的な方針を取り決め、この方針に沿って段階的・継続的に計画を進めます。

#### (1) 学校教育系施設、子育て支援施設

上富田町の小学校5校・中学校1校は、朝来小学校と上富田中学校が標準的な規模であり、生馬小学校、岩田小学校、岡小学校、市ノ瀬小学校の4校は小規模校です。全6校は、町内にバランスよく配置されており、資産経営の中心となる施設用途であることから、原則として現在の配置を維持していきます。また、全6校の小中学校については、既に耐震化を完了しています。

3ヶ所ある児童館については、建築後の年数が経過している施設があることから、各地域の必要性に応じて統合や廃止を検討しています。保育所については、住民の利便性や機能充実の観点から検討を進め、5ヶ所から2ヶ所へ統合した実績があります。今後も、学校給食施設の整備をはじめ、子どもたちが安心して安全に過ごせる環境整備を第一に、計画的な整備・補修を推進します。

#### (2) 文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設

集会所や公民館、体育館等は、生涯学習の推進や地域活性化のみならず、災害時の避難施設として利用する等の多面的な機能が求められます。老朽化が進行する各地区の公民館については、順次改修・建替を進めています。地域の拠点として優先度を考慮した整備・更新を実施する必要があり、その

際には住民のニーズや安全性の確保、施設の効率的な維持管理の観点から、規模や機能を検討します。

### **(3) 保健・福祉施設、公営住宅**

高齢者憩の家をはじめとする保健・福祉施設については、多様なニーズや少子高齢化による需要の動向を踏まえて規模や機能を考査し、統合や廃止も検討し、適正量の確保に努めます。

公営住宅については、長寿命化計画に従い、改修・建替え及び耐震化を既に完了しており、引き続き適正な維持補修を計画的に行います。

### **(4) 産業系施設、供給処理施設**

まちの活性化において重要な施設であり、老朽化施設の改修や新規施設の整備にあたっては、管理コスト縮減・長寿命化を考慮して進めます。

## (5) 行政系施設

役場本庁舎をはじめ、各施設の優先度に応じて、耐震化や必要な改修・更新を行うとともに、機能の集約化、複合施設化を検討します。出張所については、公民館等との併設施設であり、施設全体の今後の方向性と併せて規模や機能を検討します。

〈上富田中学校（学校教育系施設）〉



〈はるかぜ保育所（子育て支援施設）〉



〈道の駅くちくまの（文化系施設）〉



〈上富田文化会館（文化系施設）〉



## 2. インフラ施設の基本的な方針

道路、橋梁、上水道、下水道といった施設種別ごとに、各施設の特性に合った管理水準を策定します。管理水準は、財政状況等を総合的に判断した上で、定期的に見直します。

定期的な点検により劣化状況等の把握を行い評価し、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を定め、中長期の更新・修繕計画を策定します。また、点検で収集したデータについては蓄積し管理します。

### (1) 道路

道路は、地元住民の安全で快適な生活環境に結びついたものであり、地域の活性化や発展を図る上で必要不可欠であるため、町道網の拡幅等整備と補修保全を計画的・効率的に実施します。農道、林道についても、老朽化の度合い等を踏まえた補修保全を計画的に実施します。

### (2) 横断歩道橋・トンネル・橋梁

今後、さらに老朽化する道路構造物等の増加が見込まれることから、定期点検要領に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施し、健全性の判定を4段階で区分して、構造物の状態を把握していきます。その後、点検・診断結果に基づき、必要な措置を適切な時期に着実かつ効果的・効率的に講じ、点検結果とともに記録して、メンテナンスサイクルを回すことで老朽化対策を推進していきます。

#### ① 日常的な維持管理に関する基本的な方針

公用車による通行等により走行面の変状について点検を行います。

#### ② 健全度の把握の基本的な方針

日常的な維持管理のほか、「道路トンネル定期点検要領」（平成31年2月 国土交通省 道路局）によって得られた結果に基づき、トンネルの損傷を早期に発見するとともに健全度を把握します。

### (3) 上水道施設

本町では以下を施設の基本方針として、取り組んでいきます。

#### ① 計画的な施設・管路の更新

本町の水道事業は、浄水施設をはじめ、配水池、ポンプ等の送配水施設、管路に至るまで、膨大な資産を有しています。昭和の高度経済成長期に建設された水道施設は、現状の技術水準を満たしていない施設も多い上に、それらの施設の多くが耐用年数を迎えて更新需要が増大することが予想されます。

今後はこの膨大な資産を更新・改良しつつ、管理していく必要があります。

そのため、アセットマネジメント手法を用いて作成した「水道施設更新・耐震化計画」を基に、計画的な更新・改良を実施します。なお、施設の更新に当たっては、施設全体を概観し、統廃合や施設規模の適正化を図るとともに、重要度の高い事業を優先的に行うものとします。

#### ②漏水対策の強化

本町では定期的に漏水対策を行い、有収率の向上を図っています。今後も有収率を向上させ、健全な事業経営を目指す必要があります。

#### ③省エネルギーの推進

地球温暖化の抑制に向け、二酸化炭素排出量の削減のため、電力及び化石燃料消費の省エネルギー化に取り組む必要があります。例として、浄水場における設備の運転による電力使用のほか、浄水処理に使用する薬品の製造にも電力を使用しています。将来的に豊かな水源を育むためにも、電力削減等の省エネルギー化を推進します。

### (4) 農業集落排水施設

本町では以下を施設の基本方針として、取り組んでいきます。

#### ①施設の長寿命化

供用開始から約 18 年が経過し、今後の維持管理や更新費用の増加が見込まれます。計画に基づいた適切な修繕等により、施設の長寿命化に取り組んでいきます。

また、平成 29 年度に機能診断と施設最適化の業務を委託しました。その結果に基づいた適切な投資を検討していきます。

#### ②広域化・共同化・最適化に関する事項

平成 29 年度に実施した機能診断と最適化業務の結果を踏まえ、施設の最適化に向けた計画の策定を行い、随時更新投資及び修繕を実施していきます。

#### ③その他の取組

施設の統廃合についても継続的に検討していく予定です。

### (5) 公共下水道施設

本町では以下を施設の基本方針として、取り組んでいきます。

#### ①施設の長寿命化

供用開始から 9 年が経過したところであり、現在のところ老朽化は進んでおりませんが、今後の経年劣化による修繕費、維持管理経費、更新投資の費用増加が見込まれます。

適切な維持管理を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、計画的な更新投資を行うことで、

投資の平準化に努めます。

②その他の取組

施設の統廃合についても継続的に検討していく予定です。

## VII 今後の推進に関する基本方針

### 1. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

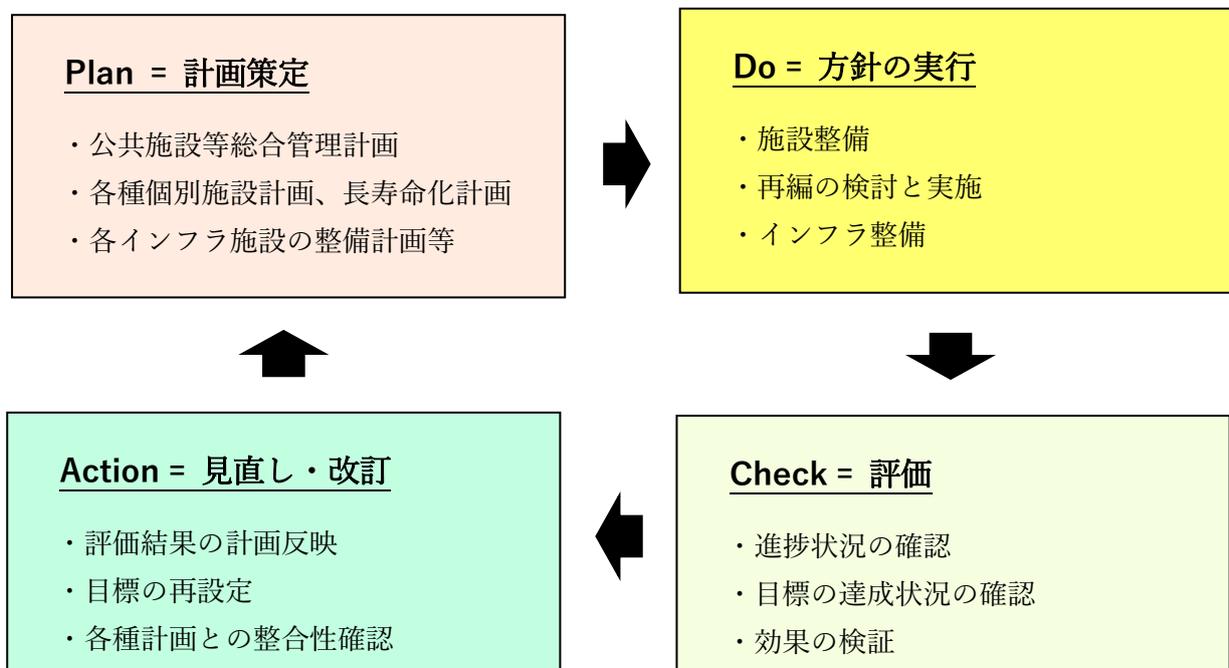
中長期的な視点で施設整備・管理運営を行い、必要な施設には計画的な事業執行を行うことで、事業に係る資金需要や事務作業等の平準化を図っていきます。全庁的な計画を推進するためには、職員一人ひとりの意識改革が必要になるため、公共施設に関する現状を全職員が把握するとともに、厳しい財政状況の下、いかに費用対効果を考えて効率的に運営していくか、研修等を通じて情報の共有に努めていきます。また、「国土強靱化地域計画」「上富田町総合計画」を本計画の策定の前提とすることで、所管部署をはじめとして各課において情報を共有し、公共施設等の管理を総合的に実施するための体制を構築します。

全庁的な取組体制としては、「上富田町行政改革推進本部」において、各課から任命された委員からの提案や意見を元に検討し、施設の効率的な運営を進めます。

### 2. P D C Aサイクルの推進方針

公共建築物とインフラ施設の全庁的な情報の管理と共有については、前述の「上富田町行政改革推進本部」において実施します。加えて、P D C Aサイクルの推進にあたっては、計画管理部門である総務課が中心となり、委員会での進捗状況の共有や検証を行います。

(図表7-2 P D C Aサイクルの推進イメージ)



また、インフラ施設の整備計画は、計画ごとに改訂時期が異なります。加えて、社会情勢の変化等に応じて、改訂時期を前倒しして見直すことも考えられます。そのため、不断の見直しにより、本計画の充実に努めます。

上富田町公共施設等総合管理計画

上富田町役場 総務課

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地

電話（代表）：0739-47-0550 FAX：0739-47-4005